

自転車保険(パーソナル生活補償保険)をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

立ちどまらない保険。

MS&AD 三井住友海上

- この書面では、自転車保険(パーソナル生活補償保険)に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。事前に必要な場合は、自転車保険専用ダイヤルまでお申し出ください。
- 保険契約者と被保険者**が異なる場合は、**被保険者**の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- 「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。
- ご契約の手続き完了後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、自転車保険専用ダイヤルまでお問い合わせください。

マークのご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して**保険契約者**にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

しおり このマークの項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」に記載しています。

用語のご説明

「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

危険	傷害または損害等の発生の可能性をいいます。	被保険者	この保険契約により補償の対象となる方または補償を受ける方をいい、保険契約に適用される特約に規定する被保険者をいいます。
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません)およびその付属品(積載物を含みます)をいいます。	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
親族	6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が発生した場合に三井住友海上がお支払いすべき金銭をいいます。
他の保険契約等	保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が発生した場合に、三井住友海上がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
特約	補償内容および普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。	保険契約者	三井住友海上に保険契約の申込みをする方であって、保険料の支払義務を負う方をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて三井住友海上に払い込むべき金銭をいいます。
		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

後遺障害、始期日、手術、治療、入院、保険期間、満期日については「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 引受条件

契約概要

注意喚起情報

下記条件に当てはまる場合はご加入いただけません。

- **保険契約者** (申込者) が日本国内に在住していない、または法人の場合
- お申込日時点の申込者の年齢が満20才以上でない場合
- 補償を開始する日の補償を受ける方の年齢が満70才未満でない場合
- 補償を受ける方が、過去3年以内に5万円以上の傷害**保険金**を請求または受領したことがある場合
(ただし、三井住友海上の自転車保険でのご請求または受領を除きます)
- 補償を受ける方が申込者自身で、既に加している同種の**危険**を補償する傷害保険の死亡・後遺障害保険金額の合計金額が1.5億円以上の場合
- 補償を受ける方が申込者以外で、既に加している同種の**危険**を補償する傷害保険の死亡・後遺障害保険金額の合計金額が1千万円を超える場合
- 補償を受ける方が既に加している傷害保険の入院保険金日額の合計金額が3万円を超える場合
- 傷害死亡**保険金**の受取人を、補償を受ける方の法定相続人ではない方に指定したい場合
- 日常生活賠償特約について同様の保険契約 (異なる保険種類の**特約**や三井住友海上以外の保険契約を含みます。
例: 自動車保険の日常生活賠償特約) が他にあると補償の重複が生じることがあることを確認していない場合
- 補償を受ける方の生年月日が事実と異なっていた場合は、保険金をお支払いできないことがあることを確認していない場合

(2) 商品の仕組み

契約概要

この重要事項のご説明では、自転車保険(パーソナル生活補償保険)について説明しています。基本となる補償、セットされる**特約**は次のとおりです。

基本となる補償	基本となる補償の 特約
自転車事故(注1)によるケガの補償	傷害補償特約、自転車搭乗中等のみ補償特約

(注1)「自転車事故」とは、次のいずれかの事故をいいます。・**自転車**に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故 ・運行中の**自転車**との衝突、接触



自動的にセットされる主な 特約 (自動セット特約)	日常生活賠償特約、傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約、通信販売特約、条件付戦争危険等免責に関する一部修正 特約
-------------------------------------	--

各プランにおける**被保険者**の範囲は、以下のとおりです。

- ① **被保険者**本人としてご加入できる方は、始期日時点における年齢が満69才以下の方となります。
- ② ケガの補償の**被保険者**の範囲は、以下のとおりです。なお、同居・別居の別や続柄は、**保険金**支払事由発生時のものをいいます。
住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

プラン	ケガの補償の 被保険者 の範囲		
	本人(注2)	配偶者	親族 (注3)
1人(本人・本人以外)型	○	—	—
2人(夫婦)型	○	○	—
3人以上(家族)型	○	○	○

(注2) 本人とは、**被保険者**情報の入力画面で設定した**被保険者**の方をいいます。

(注3) 家族型では、「本人またはその**配偶者**の同居の**親族**」または「本人またはその**配偶者**の別居の**未婚**の子」をいいます。

③ 日常生活賠償特約における**被保険者**の範囲は、次のとおりです。

- 本人 ● 本人の**配偶者** ● 本人またはその**配偶者**の同居の**親族**・別居の**未婚**の子

※ **被保険者**が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する**親族**(注4)を**被保険者**とします。

(注4) **親族**とは、6親等内の血族、**配偶者**および3親等内の姻族をいいます。

※ 本人が満22才以下の場合で、かつ、**被保険者**の範囲が1人(本人・本人以外)型の場合には**被保険者**の範囲に関する特約(親権者補償用)がセットされるため、一部**被保険者**の範囲が異なります。詳細は**普通保険約款**・**特約**をご確認ください。

(3) 基本となる補償等





① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、**保険金**をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。
詳細は**普通保険約款・特約**をご確認ください。

しおり 「主な**保険金**一覧」を参照

保険金の種類		保険金をお支払いする場合 ※自転車事故によるケガに限り、 保険金 をお支払いします。	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償特約	傷害死亡保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡・後遺障害 保険金額 の全額をお支払いします。ただし、既に支払った傷害後遺障害 保険金 がある場合は、傷害死亡・後遺障害 保険金額 から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ● 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 自転車を用いて競技等をしている間のケガなど <p>(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
	傷害後遺障害保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる 保険金 支払割合(100%～42%)を適用すべき後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害 保険金額 の100%～42%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、傷害死亡・後遺障害 保険金額 が限度となります。	
	傷害入院保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、傷害入院の日数に対して、1日につき傷害入院 保険金 日額をお支払いします。ただし、1事故につき、180日を限度とします。また、事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間(180日)が満了した日の翌日以降の傷害入院に対しては 保険金 をお支払いしません。	
	傷害手術保険金 	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、1回の手術について、次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術…【傷害入院 保険金 日額】×10倍 ②①以外の手術…【傷害入院 保険金 日額】×5倍	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

② 主な**特約**の概要

契約概要

日常生活賠償特約	<p>日本国内または国外において発生した次の事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合、または日本国内において発生した次の事故で、被保険者が電車等を運行不能にさせ法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額および訴訟費用等をお支払いする特約です。</p> <p>a. 被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>b. 被保険者の日常生活(※)に起因する偶然な事故</p> <p>※住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。</p>
----------	---

(注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の**特約**や三井住友海上以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

※**特約**の詳細および記載のない**特約**については**普通保険約款・特約**をご確認ください。

③ **保険金額**の設定

契約概要

保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまのご契約の**保険金額**は、契約申込内容入力画面の**保険金額**欄をご確認ください。

●各**保険金額**・日額は、引受けの限度額があります。**保険金額**・日額は、**被保険者**の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。なお、傷害死亡・後遺障害**保険金額**は、次のいずれかに該当する場合、他の保険契約等と合計して、**被保険者**1名につき1,000万円が限度となります。

a.**被保険者**が始期日時点で満15才未満の場合

b.**保険契約者**と**被保険者**が異なる場合

ただし、上記にかかわらず、**配偶者**・**親族**の傷害死亡・後遺障害**保険金額**は他の保険契約等と合算して1,000万円が限度となります。

④複数のご契約があるお客さまへ **注意喚起情報**

次の**特約**をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(自転車保険以外の保険契約にセットされた**特約**や三井住友海上以外の保険契約を含みます)が他にあるときは補償が重複することがあります。

補償が重複すると補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは**保険金**が支払われない場合があり、**保険料**が無駄になることがあります。

補償内容の差異や**保険金額**等を確認し、**特約**の要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの**特約**を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により**被保険者**が補償の対象外になったとき等は、**特約**の補償が無くなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある**特約**>

今回の自転車保険にセットする 特約	補償の重複が発生する他の保険契約の例
日常生活賠償特約	自動車保険または火災保険の日常生活賠償特約

⑤保険期間および補償の開始・終了期間 **契約概要** **注意喚起情報**

●保険期間:1年間

●補償の開始:始期日の午前0時(これと異なる時刻が保険申込手続画面、保険申込控に表示されている場合は、その時刻)

●補償の終了:満期日の午後4時

(4)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①**保険料**の決定の仕組み **契約概要**

保険料は**保険金額**等により決まります。実際に契約する**保険料**は、保険申込手続画面の**保険料**欄をご確認ください。

しおり **最低保険料**の取扱いについて知りたい場合、「**最低保険料**について」を参照

②**保険料**の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

保険料は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払いとなります。

※**保険料**は、ご契約と同時に払い込んでください。

保険期間が始まった後でも、始期日から代理店・扱者または三井住友海上が**保険料**を領収するまでの間に発生した**保険金**支払事由に対しては**保険金**をお支払いできません。

(5)満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務(ご契約時にお申出いただく事項)

注意喚起情報

保険契約者または**被保険者**には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、**危険**に関する重要な事項として三井住友海上が告知を求めるもので、保険申込手続画面で、[告知事項]と記載されている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や、告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。保険申込手続画面の入力内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①同じ**被保険者**について身体のケガに対して**保険金**が支払われる他の保険契約等(注)の有無

②**被保険者**の「生年月日」「年令」

(注)パーソナル生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

注意喚起情報

「自転車保険」は保険期間が1年のみとなるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3)傷害死亡保険金受取人

注意喚起情報

傷害死亡保険金は、**被保険者**の法定相続人にお支払いします。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等(ご契約後にご連絡いただく事項)

注意喚起情報

ご契約後、保険証券記載の住所または連絡先の変更が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。自転車保険専用ダイヤルにご連絡ください。

(2)解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、自転車保険専用ダイヤルに速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の**保険料**を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3)被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が**保険契約者**以外の方で、一定の要件に合致する場合は、**被保険者**は**保険契約者**にご契約の解約を求めることができます。この場合、**保険契約者**はご契約を解約しなければなりません。

※解約する範囲はその**被保険者**にかかる部分に限ります。

保険契約者と**被保険者**が異なる場合で、**被保険者**が解約を希望するとき

しおり「**被保険者による保険契約の解約請求について**」を参照

その他ご留意いただきたいこと

(1)事故が起こった場合

事故が起こった場合、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご契約の代理店・扱者または三井住友海上にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって三井住友海上が被った損害の額を差し引いて**保険金**をお支払いすることがあります。また、賠償事故の場合、事故現場で示談・口約束はしないでください。**保険金**の請求を行う場合は、**普通保険約款・特約**に定める**保険金**請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(**普通保険約款・特約**)」の「**保険金**のご請求時にご提出いただく書類」に定める書類等を提出していただく必要があります。

しおり 事故時の手続き等について知りたい場合、「**事故が起こった場合の手続き**」参照

(2)個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、三井住友海上がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、三井住友海上およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①三井住友海上およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、**保険金**の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに**保険金**支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再**保険金**の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

三井住友海上の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(3) 契約取扱者の権限 **注意喚起情報**

契約取扱者である代理店は、三井住友海上の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・**保険料**の領収・**保険料**領収証の発行・ご契約の管理等の業務を行っています。したがって、代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

(4) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。

- ① **保険契約者、被保険者**または**保険金**を受け取るべき方が、三井住友海上に**保険金**を支払わせることを目的としてケガ・損害・事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ② **被保険者**または**保険金**を受け取るべき方が**保険金**の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ **保険契約者、被保険者**または**保険金**を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 複数の保険契約に加入することで**被保険者の保険金額**等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

(5) 継続契約について

- **保険金**請求状況や年齢等によっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、補償内容を変更することがあります。
- 三井住友海上が、**普通保険約款、特約、保険料率**等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における**普通保険約款、特約、保険料率**等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や**保険料**が継続前のご契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

(6) 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

損害保険会社が経営破綻した場合に**保険契約者**等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、**保険金**、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による**保険金**は100%補償されます。

その他、以下の項目は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

しおり 「無効、取消し、失効について」「ご契約内容および事故報告内容の確認について」を参照

お問い合わせ

商品に関するご照会、住所変更・
解約のご相談は

「セブン-イレブン自転車
保険専用ダイヤル」

ハシロー セブンイレブン

0120-846-711(無料)

【受付時間】24時間365日

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合
「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

【受付時間】

平日 9:00~19:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は
「三井住友海上事故受付センター」
までご連絡ください。

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

【受付時間】24時間365日 事故受付
サービス

指定紛争解決機関 **注意喚起情報**

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **0570-022-808** [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]
そんぽADRセンター

【受付時間】平日9:15～17:00 (土日・祝日および年末年始を除きます)

- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)